

## 〔巻頭言〕

# 新信託法施行に際して

理事 樋口 範雄

新しい信託法が2007年秋施行された。その前後に、信託法関連の書物が続々出版されている。私の手元にあるものだけでも十指に余る。何か一種のブームになっているかのように見える。実は、幸運にも法制審議会の場に参加できる機会を得たことと毎年信託法の授業をしていることから、私自身それらの驥尾に付して小さな本を一冊書こうと考えていた。しかし、すでに「入門」、「仕組み」、「よくわかる」、「新しい」、「逐条解説」、「一問一答」など、およそ信託法の本に付けられる題名の本はすでに出版されてしまった。編集者と相談したが、なかなかよい題名は残っていない。いっそ「遅れてきた信託法」とか、「まだ間に合う信託法」とか「他の本を読む前に読むべき信託法入門」とか、一種居直り的な題名の方が、少なくとも、店頭で一回は読者の手にとってもらえるのではないかなどと話し合った。だが、それほどの勇気もなく、最後はまったく地味な題名に落ち着いた。

私の場合、英米法の信託と日本の信託を比較する視点がどうしても入ってくる。思えば、信託の勉強を始めたのは1989年、前田庸先生と木下毅先生が、信託法は英米の影響が強い分野であり、英米法の人が入って民法や商法の人と一緒に研究するのが重要だからといわれ、信託の研究會に誘われてからである。その後10年たって、「フィデュシャリー〔信認〕の時代」という本を書いたときに、東京大学法学部では信託法の講義が近年初めて行われ100名以上の学生が参加して好評だと記したことがある。その際、恩師の伊藤正己先生から、実は伊藤先生が助教授として最初に授業をしたのは英米法第Ⅲ部、内容は信託法だったとうかがい、信託の授業が「東大で初めて」と書いたのは少なくともややミス

リーディングだったことがわかった。だいいち伊藤先生の先生である末延三次先生には『信託法教材』という本もあるから、もっと以前から英米の信託法の授業は行われていたに違いない。

英米では、信託といえば民事信託が想定され、委託者は S (settlor), 受託者は T (trustee), 受益者は B (beneficiary) で表すことが多い。典型的な民事信託は、委託者が自らの死後の配偶者の生活の安定を配慮し、同時に信託財産の最終的な帰趨を定めるため、収益受益者である配偶者と、最後の元本受益者である子や孫という、性質の違う複数の受益者が存在するのが普通である。その際に、配偶者は B ではなく特に W で表示されることが多く、私は、wife (妻) を意味すると理解し、委託者が男で妻の生活に配慮するという場合が多いといっても、現在のアメリカ法の教科書では、このようなステレオタイプな男女観を嫌う点で敏感なことからやや違和感をもっていた。だが、委託者の死後、配偶者は widow (寡婦) か widower (男やもめ) になるわけで、いずれも頭文字をとれば W であることに今回あらためて思い至った。

それでも信託は、少なくとも日本ではまだまだ男性優位の分野であるような気がする。たとえば、私が医事法と信託法のゼミを募集すると、前者は半数以上が女性の応募になり、後者では圧倒的に少ない。しかし、今後のわが国における信託の発展のためには、あるいは信託がより身近になるためには、女性の参加が欠かせない。委託者となるような女性が増加するのも大事だが、受託者としても活躍してほしい。まずは、足下を固めよという伝でいうなら、信託法学会における女性会員の増加も必要だと思われる。

新信託法が施行された秋の日、わが国における信託と信託法のいつその発展を祈念しつつ筆を擱くことにしたい。